

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、その日)

目 次

◇告示 土地改良事業の認可（農村整備課）

土地改良事業計画の変更の認可（ク）

保安林の指定予定（森林保全課）

開発行為に関する工事の完了（都市計画課）

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

◇教委告示 臨時教育委員会の招集（総務課）

◇公安告示 遊技機の型式の検定（生活安全企画課）

平成8年10月22日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百二十一号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成8年10月22日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

西伯郡大山町豊房字向林ノ一 一九四四、一九四五、一九四七、字向林ノ二 一二

二六の一、二二二六の二、二二二七の一、二二二七の二、二二二八

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成8年10月22日

鳥取県告示第七百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日吉津村が行う土地改良事業（集落地域整備事業今吉地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成8年10月15日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

(二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 指定施業要件を定めない森林の所在場所

字向林ノ一 一九四四、一九四五、一九四七・字向林ノ二 二二二八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

（次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部

森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百二十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第二項の規定により告示する。

平成八年十月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県教育委員会告示第十九号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成八年十月二十二日

教育委員会告示

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

鳥取県選挙管理委員会告示第八十七号

平成八年第十二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成八年十月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

一日時 平成八年十月二十五日（金）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員室

三 議題 第四十五回衆議院議員総選挙の結果等について

- 一 開発許可の年月日及び番号  
平成八年五月二十七日 鳥取県指令鳥土維第百九十七号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
岩美郡岩美町大字岩本字穴以後、字八反田及び字久松屋敷
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
岩美郡岩美町大字浦富一〇三三一二

岩美協同開発有限会社  
代表取締役 辻 明玄

- 1 平成九年度鳥取県立鳥取盲学校高等部・専攻科生徒募集要項について
- 2 その他

## 公安委員会印

## 鳥取県公安委員会印

次の遊技機の型式について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和三十二年法律第二百一十一条）第二十条第三項の技術上の規格に適合しないと認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により公示する。

平成八年十月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 牧野

署

申 請 者 者 法人にあつてはその代 表者の氏名	氏名又は名称 株式会社尚球社	住 所 三重県松阪市中方町鐘矢2185-2	
遊技機 の種類	遊技機の区分	型式名	製業者名 造 造 者 名
回胴式 遊技機	規則第6条第2号 該当機	ハッピーチャンスA	株式会社 尚球社